

第 4 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成28年9月29日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成28年9月29日(木曜日)

午前10時0分開議

午後0時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補  
正予算(第11号)

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第7号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第9号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

議案第17号 平成28年度農林水産関係の建  
設事業の経費に対する市町負担金(地方  
財政法関係)について

議案第18号 平成28年度農地海岸保全事業  
の経費に対する市負担金について

議案第19号 平成28年度県営土地改良事業  
の経費に対する市町村負担金について

議案第51号 平成28年度熊本県一般会計補  
正予算(第12号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第26号 一般社団法人熊本県野菜価格  
安定資金協会の経営状況を説明する書  
類の提出について

報告第27号 公益社団法人熊本県畜産協会  
の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて

報告第28号 公益財団法人熊本県農業公社  
の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて

報告第29号 公益社団法人熊本県林業公社  
の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて

報告第30号 公益財団法人熊本県林業従事  
者育成基金の経営状況を説明する書類  
の提出について

報告第31号 公益財団法人くまもと里海づ  
くり協会の経営状況を説明する書類の  
提出について

報告第40号 地産地消の推進に関する施策  
の報告について

請第15号 指定生乳生産者団体制度の存続  
と機能強化に係る国への意見書提出を  
求める請願

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化  
を求める意見書(案)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ  
いて

報告事項

① 「平成28年熊本地震からの復旧・復  
興プラン」の改訂について

② 「熊本県森林・林業・木材産業基本  
計画」の策定について

出席委員(8人)

委員長 高野 洋 介

副委員長 早田 順 一

委員 村上 寅 美

委員 前川 收

委員 西 聖 一

委員 楠本 千秋

委員 松野 明 美

委員 吉田 孝 平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之

政策審議監 田 中 純 二  
生産経営局長 川 口 卓 也  
農村振興局長 小 柳 倫太郎  
森林局長 宮 田 修  
水産局長 平 岡 政 宏  
首席審議員兼  
農林水産政策課長 白 石 伸 一  
政策監 下 田 安 幸  
団体支援課長 杉 山 正 三  
流通アグリビジネス課長 荒 木 亮  
農業技術課長 堤 友 信  
農産園芸課長 酒瀬川 雅 士  
政策監 大 島 深  
畜産課長 中 村 秀 朗  
農地・担い手支援課長 鳥 井 修  
首席審議員兼  
農村計画課長 村 山 直 康  
農地整備課長 西 森 英 敏  
むらづくり課長 今 田 久仁生  
技術管理課長 田 中 耕 作  
森林整備課長 赤 羽 元  
林業振興課長 三 原 義 之  
森林保全課長 長谷川 誠  
水産振興課長 木 村 武 志  
漁港漁場整備課長 田 尻 雅 裕  
農業研究センター所長 板 東 良 明

事務局職員出席者

議事課参事 小 池 二 郎  
政務調査課主幹 法 川 伸 二

午前10時開議

○高野洋介委員長 それでは、ただいまから、第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第15号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりま

すので、これを許可したいと思います。

請第15号についての説明者を入室させていただきます。

（請第15号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それではどうぞ。

（請第15号の説明者の趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第15号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、議案等について執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、農林水産部長から総括説明を行い、続けて付託議案等について担当課長から順次説明をお願いいたします。

○濱田農林水産部長 着座にて失礼します。

初めに、8月2日の熊本地震及び梅雨前線豪雨、これにかかります被害状況調査に同行させていただきました、ありがとうございました。

県は、8月3日に復旧・復興プランを策定いたしておりまして、今後とも、地元市町村あるいは関係機関と連携しながら、被災農林漁業者の早期の経営再開、そして創造的な復興を通じた熊本県の農林水産業のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

今回提案いたしております議案の概要を御説明させていただきます。

今回提案いたしておりますのは、一般会計補正予算2件、それから専決処分の報告及び承認3件、市町村負担金関係3件、報告事項9件でございます。

まず、予算関係について御説明をいたします。

今回、通常分と追号分の2つの補正予算がございます。

通常分につきましては、熊本地震、梅雨前線豪雨からの復旧、復興を図る事業、また、いわゆる肉づけ予算として、こういったものも含めて総額173億円余の増額補正をお願いいたしております。

その内容でございますが、地震、豪雨の関係では、被災した農地、農業用施設、あるいは山腹崩壊、林道などの復旧費、熊本の復興を応援する声に応えます県産農林水産物の認知度向上、公共建築物の木造化の推進、そして農業生産現場の労働力不足を解消する取り組みなどでございます。

また、肉づけ予算関係では、学校給食を通じた地産地消の推進、県南フードバレーの地域商社機能の構築、広域農場の営農モデルの構築、畜産担い手の育成、確保に向けた体制整備などでございます。

次に、予算の2つ目の追号分でございますが、これは、国の経済対策に即応する補正予算として、総額303億円余の増額補正をお願いいたしております。

その主な内容でございますが、震災関連分はもとよりでございますが、このほか、農業関係では、東京オリ・パラを見据えました県版のGAPづくり、それから産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業、中山間地域所得向上支援事業、基盤整備や排水機場の整備などでございます。

林業関係では、木材加工流通施設等の整備や間伐材の生産等に対する支援、また、水産関係では、漁港施設の拠点施設整備並びに長寿命化を図るための保全対策などでございます。

この通常分と追号分を合わせました一般会計、特別会計の補正後の予算総額でございますが、1,676億円余となっております。

次に、専決処分の報告及び承認でございますが、これは、国の熊本地震復旧等予備費のうち閣議決定されたものなどに対応するため、6月22日、7月8日、8月24日それぞれに知事の専決処分を行わせていただいたものでございます。

次に、市町村負担関係でございますが、これは、28年度に県が実施いたします農林水産関係の建設事業に要する経費の一部について、受益市町村の負担率を定めるための3件の議案でございます。

次に、報告事項でございますが、交通事故に係る専決処分2件、県の出資の6法人についての経営状況の報告、地産地消の推進に係る施策の報告でございます。

以上が提案しております議案の概要でございますが、このほか、報告事項といたしまして、28年熊本地震からの復旧・復興プラン及び熊本県の森林・林業・木材産業基本計画について御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付しております説明資料は、まず補正予算の説明資料が2冊ございます。表紙に括弧書きで「(予算関係及び条例等関係)」と、それから青い表紙の資料で「(追号関係)」と記載しているものでございます。

また、県が出資等を行う6つの法人の経営状況説明資料、それから報告資料、その他で報告する2種類の資料を配付させていただいております。

まず初めに「(予算関係及び条例等関係)」と題しております資料から説明させていただ

きます。

目次をめぐっていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成28年度6月専決、7月専決、8月専決、9月補正予算総括表でございます。

熊本地震に関する専決が、6月補正(B)欄の一番下、6億4,500万円余、7月専決(C)欄の一番下、4億600万円余、8月専決(D)欄の一番下の欄、1億2,500万円でございます。

また、農林水産部全体の9月補正予算は、(E)欄の一番下、173億9,000万円余の増額補正で、補正後の総額は、表右下にあります1,373億円余となっております。

補正予算及び専決の詳細につきましては、各課から説明をいたします。

続きまして、38ページをお願いいたします。

38ページの議案第17号から40ページの議案第19号までは、いずれも平成28年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上その経費について受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりまして、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、38ページの議案第17号が地方財政法関係、39ページの議案第18号が海岸法関係、40ページの議案第19号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等により設定したもので、受益市町村の同意を得たものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

交通事故に関する専決処分の報告が2件ございます。

まず1件目の内容につきまして、43ページの資料で御説明させていただきます。

43ページの6のところが事故の状況でございます。

本年4月12日に、県北広域本部農林水産部の職員が、普及指導用務を終え、公用車で職場へ戻る途中、昼食購入のためヒライ旭志店に立ち寄った際に、駐車場内で後方に駐車していた相手方車両に接触し、損傷を与えたものでございます。

今回の事故は、後方の確認の不十分さによるものであり、過失割合は県側が100となっております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

2件目の内容につきまして、45ページの資料で説明をさせていただきます。

6が事故の状況でございます。

本年7月15日に、草地畜産研究所の職員が、研究所内繁殖牛舎で業務を終え、公用車を後退させた際に、後方に駐車していた相手方車両に接触し損傷を与えたものでございます。

今回の事故は、後方確認の不十分さによるものであり、過失割合は県側が100となっております。

両2件は、本年7月25日及び8月29日に、和解及び損害賠償額について専決処分を行ったものでございます。

交通事故につきましては、今後とも発生防止に向けてしっかり取り組んでまいります。

続きまして、46ページをお願いいたします。

ここから51ページまでは、県が一定割合の出資または債務負担を行っている6つの法人についての経営状況の報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきます。

続きまして、青い資料の追号関係の説明資料をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 冊目の資料で御説明しました専決、それから9月補正の総括表に、9月補正追号分を追加しております。

追号分の予算額は、9月補正(追号)(F)欄の一番下でございます。農林水産部全体で303億1,200万円余の増額補正となっており、補正後の総額は、表右下にあります1,676億円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

政策課は以上でございます。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料は、白い表紙の予算関係及び条例等関係をお願いいたします。

めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

9月補正予算でございます。水産業協同組合指導費で、今回140万円をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

1は、県漁業協同組合連合会が会員漁協を対象に実施いたします教育指導事業に対する助成でございます。

2は、県漁業共済組合が行います加入促進活動に対する助成でございます。

いずれも継続事業で、肉づけ予算でございます。

次に、同じ資料の31ページ、お願いいたします。

6月22日付知事専決処分の御報告でございます。

説明欄をお願いいたします。

畜産経営体質強化支援資金助成費で、新規事業でございます。これは、熊本地震対応畜産クラスター事業等により、震災復旧や経営発展に取り組む畜産農家に対しまして、長期低利の借りかえ資金の融資を行う金融機関

に、市町村と連携して利子補給を行うものでございます。利子補給は来年度以降になりますので、平成28年度は予算の計上はありませんが、制度を創設するためをお願いするものでございます。融資枠40億円としております。

団体支援課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○荒木流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

資料は、同じ資料を戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

流通アグリビジネス課でございますけれども、上段の農業総務費でございますが、補正額の欄にありますように、4,816万円余の増額をお願いしております。

主なものを御説明申し上げます。右側の説明欄をごらんください。

1番目の、がんばるけん熊本！農林水産物等販路拡大支援事業として1,700万円余をお願いしております。

この熊本地震に際しましては、全国から応援の声をいただいております。義援金はもちろんなんですけれども、多かったのが、買って食べて応援したいという声でございました。これらの声に応えるためのイベントを開催したいと考えておりますけれども、これを機会に、県産の農林水産物を改めてPRしたいと思っております。関係部局と連携して進めてまいります。

次に、2番目の、くまもとの未来を築く子どもたちへの学校給食支援事業でございます。1,030万円余をお願いしております。

本県の学校給食における県産食材の使用割合と申しますのは、全国的には上位にあります。しかし、農業生産県としましては、さらに高めていく必要があると考えておまして、そのための取り組みを、この事業を皮切りに始めたいと考えております。

それから、続きまして3番目、リスクに強い地域連携基盤づくり事業でございます。2,000万円をお願いしております。

県南フードバレー構想推進のため、商品データベースの充実や分析を行いまして、昨年公表しましたRENGAブランドの商品の開発支援などを行っていきたいと考えております。

それから次のページ、4ページをお願いいたします。

上段でございます。農業改良普及費として、1億4,000万円の増額をお願いしております。

主なものについて御説明申し上げます。

右の説明欄をお願いいたします。

ナンバー2番目、産地形成大規模農業参入促進事業に1億円をお願いしております。

企業が大規模に農業参入をしようとする際に、産地形成から6次産業化まで一体的に取り組む事例を支援し、雇用の創出ですとか地域が抱える課題解決に寄与しようというものでございます。

以上、流通アグリビジネス課としまして、最下段1億8,800万円余の増額をお願いしているところでございます。

補正関係予算は以上でございますけれども、次に、地産地消の推進に関する施策の報告をさせていただきます。同じ資料の、ページ飛びまして申しわけございませんが、71ページをお願いいたします。平成27年度の実績でございますが、5つの観点で、10部局、93の施策に取り組んでおります。

1つ目の観点は、(1)に示しておりますけれども、県民理解の深化と郷土愛の育成でございます。

ふるさと食の名人による食文化の継承あるいは食育、木育の活動などを進めるための施策として、25の施策を実施いたしました。

それから、74ページをお願いいたします。

2番目の観点は、(2)流通の促進と消費の

拡大でございます。

県産農林水産物のPRを通じて消費の拡大を図るため、31の施策を実施しております。県産のお茶や花の消費拡大、あるいはジビエの活用の定着化などを目指した取り組みなどでございます。

それから、77ページ、お願いいたします。

中ほどでございますけれども、3番目の観点としまして、(3)経済の循環と地域活性化でございます。

球磨焼酎への県産米の利用促進ですとか、公共事業などへの県産木材の利用促進など、多様な産業や人材との連携によりまして、経済や地域の活性化を図る取り組みといたしまして、27の施策を実施しております。

80ページをお願いいたします。

これも中ほどでございますけれども、4点目は、(4)多面的機能の再認識でございます。

子供たちを対象とした農業体験などを通じまして、都市と農村の交流活動を促進し、農林水産業が果たしている多面的機能への理解を深める施策を実施しております。

それから、次の81ページ、これも中ほどでございますけれども、5点目の観点としまして、(5)の条例の周知、意識啓発でございます。

農業フェアや田崎市場の感謝祭など、イベントの機会を捉えた条例のPRに努めたところでございます。

それから、大変申しわけございませんけれども、資料は戻りますが、59ページをお願いいたします。59ページから70ページにかけて、平成28年度の計画をお載せいたしております。

平成28年度につきましても、27年度と同じく5つの観点を柱に10の部局で77の施策に取り組むことといたしております。

新規のものとしましては、地産地消協力店を使って積極的に情報発信をしようという試

みですとか、県産のお茶の新たなビジネスモデルをつくる活動などに取り組むこととしております。地産地消につきましては、今年度も庁内一丸となって推進に努めたいと考えております。

流通アグリビジネス課は、説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料のほうは、同じ資料でございます。5ページでございます。

まず、上段の農業改良普及推進費でございますが、今回480万円余を計上しております。これは、右側でございますが、ALLくまもと農産物生産支援体制強化事業としまして、県と一体となって農業技術指導力の向上に取り組む農業団体に対する助成でございます。

次に、下の段の土壤保全対策事業費でございますが、今回270万円余を計上しております。これは、地下水と土を育む農業総合推進事業で取り組んでおります熊本型特別栽培農産物、通称「有作くん」としての農産物を認証する事務を外部に委託するための経費でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

農業研究センター費の上の段、管理運営費でございます。今回1,200万円余を計上しております。これは、農業研究センター本部及び各研究所の施設、設備等の改修等に要する経費でございます。

次に、真ん中の段の企画経営情報費でございますが、今回800万円余を計上しております。これは、農業研究センター試験研究設備整備費としまして、備品の整備を行うものでございます。

次に、下の段の農業施設災害復旧費でございますが、今回3,700万円余を計上しております。これは、ことしの梅雨時期の豪雨によりまして被災をしました農業研究センター各研究所の復旧に要する経費でございます。

一番下の農業技術課の合計で、6,500万円余を計上しております。よろしく申し上げます。

続きまして、薄いほうの、青いほうの資料でございます。

薄いほうの資料の2ページでございます。

9月補正予算追号分でございます。

農作物対策費の土壤保全対策事業費としまして、今回930万円余を計上しております。これは、国の経済対策による事業でございます。農畜生産行程管理導入促進事業としまして、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックにおける農産物の調達基準を見据えた県版GAPの基準づくりと体制整備に要する経費でございます。

なお、農業生産行程管理でございますが、通称GAPと言っております。作物の生産から収穫、出荷に至るまで、関係法令などを順守して生産されているかなど、食品安全や環境保全、労働安全などの項目をチェックしながら、生産行程の管理、改善を行う取り組みでございます。

東京オリンピック・パラリンピックに提供できる農産物の基準としまして、このGAPの取り組みが必要になることが想定されておりまして、今回その基準づくりや体制整備のための事業に取り組むものでございます。

農業技術課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○酒瀬川農産園芸課長 農産園芸課でございます。

白いほうの通常分の冊子の7ページをお願いいたします。

農作物対策費でございます。上段についま

しては、説明欄にありますとおり、震災関連の熊本地震営農支援事業であります。

水が来ない被災水田におきまして、大豆等への作物転換を支援する事業でございますが、当初の計画面積より実績がふえたために、1,000万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、中段につきましては、説明欄にありますとおり、阿蘇火山等防災特産対策事業であります。火山灰対策として、茶の乗用型除灰機を整備するものでございまして、600万円の増額補正をお願いしております。本事業につきましては、後ほど追号で説明をいたしますが、経済対策でも取り組むことといたしております。

下段につきましては、説明欄にありますとおり、とびだせトップグレード米戦略事業であります。県育成新品種の導入促進、県産米の輸出促進を図るものでございまして、420万円の増額補正をお願いしております。

次のページ、8ページをお願いいたします。

上段の説明欄、1、「ゆうべに」生産拡大事業につきましては、イチゴの県育成新品種「ゆうべに」のブランド確立のためのPR経費、説明欄の2の木質バイオマス等エネルギー対策事業につきましては、燃焼灰の分析や有効活用に取り組むものでございます。

両事業を合わせ、720万円余の増額補正をお願いしております。

下段につきましては、説明欄のとおり、新規の熊本型樹園地集積モデル事業であります。農地・担い手課と連携して、樹園地の集積モデルづくりに取り組んでおりますが、モデル団地の基盤整備を促進するための助成経費であります。273万円余の予算をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

上段につきましては、説明欄のとおり、経営所得安定対策推進事業の事業費確定に伴

い、国庫支出金の返納を行うものでございます。

下段につきましては、説明欄にありますとおり、新規の熊本広域農場構想推進事業であります。広域農場の経営強化と他地域への波及を目的に、農地、労働力、機械等の最適化を進める次世代型の総合営農管理システムの導入支援を行うものでございます。677万円余の予算をお願いしております。

以上、農産園芸課通常分といたしまして、総額で3,725万円余の増額補正をお願いいたしております。

次に、追号関係、水色の冊子をごらんいただきたいと思っております。

追号、経済対策でございますけれども、3ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、農作物対策費のうち、上段の農業気象対策事業費でございますけれども、説明欄にありますように、阿蘇火山等防災特産対策事業であります。

通常分でも説明しましたように、火山灰対策として、お茶の乗用型除灰機を導入するものでございます。8,938万円余の増額補正をお願いいたしております。

次に、下段の生産総合事業費でございます。

説明欄1の産地パワーアップ事業につきましては、国のTTP関連対策でございます。収益力向上に取り組む産地におきまして、生産体制の強化に向けた施設整備、リース機械の導入、生産資材などへの助成を行うものでございます。29億円の増額補正をお願いいたしております。

説明欄2は、震災関連の熊本地震被災施設整備等対策事業でございます。ベースになっている国の事業につきましては、強い農業づくり交付金でございます。被災した選果場、カントリーエレベーター等の共同利用施設の改修整備に対し助成を行うものでございます。今回15億6,000万円の増額補正をお願い

しております。

以上、農産園芸課追加提案分といたしまして、総額で45億4,900万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、出資団体の経営状況の説明に入らせていただきます。

別冊で、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類ということで表紙がついてございます。これを1枚めくっていただきたいと思っております。

2枚目の概要の資料説明を申し上げます。

1の設立の目的につきましては、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図るという目的で、市場において対象野菜の価格が著しい低下があった場合に、生産者に対し補給金の交付を行うことを目的にいたしております。

それから、3の設立年月日でございます。昭和49年でございます。

それから、5のところの寄託金でございます。これは基本財産に当たるものでございまして、1億2,397万円のうち、県の寄託金は6,000万円であります。

IIの平成27年度の決算概要、下のほうでございますが、協会の事業活動の損益をあらわします当期一般正味財産増減額の部におきましては、97万円余のプラスでございます。補給金などの使途に制限があります。当期指定正味財産増減額、その下のほうでございますけれども、149万円余のプラスでございます。

トータルの正味財産期末の残高が、一番下の段でございますが、3億6,670万円余となっております。

次のページをお願いいたします。

事業の実績でございます。下のほうの3の補給交付金の交付実績といたしまして、特定野菜供給産地育成事業では、保証基準額を下回りましたスイカ、キャベツなどに対し、4,721万円余、また、県内需要対応型野菜産地

育成事業におきましては、ミズナに516円を交付いたしております。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○中村畜産課長 白表紙の通常分の10ページをお願いいたします。

上段の畜産総合対策事業費に、補正額2億8,030万円余を計上しております。

説明欄をお願いいたします。

これは、畜産クラスター事業で、地域ぐるみでの収益向上や被災畜産農家の復旧、復興のための畜舎等の整備に対する助成でございます。

下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございますが、9,400万円余をお願いしております。

まず、説明欄1をごらんください。ひと・うし・しごとづくり事業に4,270万円余を計上しております。これは、地域のリーダーとなり得る畜産経営者の育成、確保に向け、指導者の雇用、研修施設、空き牛舎改修費用など、体制整備を行う農業団体に対する助成でございます。

次に、説明欄の2の放牧活用型草原等再生事業に5,130万円余を計上しております。

これは、阿蘇の草原再生や中山間地域の耕作放棄地等の解消を図るため、放牧に必要な牧柵、給水施設等の条件整備や家畜導入を行う農業団体等に対する助成でございます。両方とも地方創生交付金を活用しております。

11ページをお願いいたします。

上段の循環型耕蓄連携体制強化事業費に1,000万円をお願いしております。

これは、地下水保全堆肥広域流通促進事業でございます。堆肥の広域的な流通を促進するために、耕種農家が堆肥の必要な時期に適切な量を利用できるように、堆肥の保管施設、堆肥散布機等を助成するものでございます。

下段の広域農業開発企画調整調査費でございます。広域農業開発事業償還金として、5億4,910万円余をお願いしております。

これは、農用地整備公団が昭和50年から平成10年度までに実施いたしました広域農業開発事業の負担金償還金でございます。

以上、畜産課補正額合計で、9億3,840万円余をお願いしております。

続きまして、青色表紙の4ページをお願いいたします。

畜産総合対策事業費でございますが、国の経済対策予算に対応した畜産クラスター事業で、42億6,000万円をお願いしております。

これも先ほどの説明と同様に、畜産農家の収益向上や復興に取り組む中核的な経営体の施設整備を支援するものでございます。

最下段になりますが、畜産課の補正額合計は、先ほど説明いたしました補正(B)欄の9億3,840万円余と、追号分(C)欄42億6,000万円余で、合わせまして51億9,840万円余をお願いしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、畜産課報告第27号といたしまして、別冊の公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況報告に関する資料について御説明いたします。

お手元に配付しております資料の、目次の次のページをお願いいたします。

まず、Iの基本情報についてでございます。

1の設立目的は、畜産農家やその組織する団体の経営・運営指導、飼養管理及び保健衛生の指導、畜産物の価格安定対策、家畜改良等を通じて畜産経営の安定的発展、安全、安心な畜産物の供給としております。

2のこれまでの経緯のとおり、社団法人熊本県畜産物価格安定基金協会を初めとする畜産関係5団体が再編統合し設立したものでございまして、平成24年4月に公益社団法人に移行しております。

4の組織でございますけれども、県、市町村、農業団体、家畜自衛防疫促進協議会等、70団体で構成しております。

5の寄託金は、基本財産となるものでございますけれども、3億8,913万円で、このうち県が全体の41.1%を占めまして、1億6,000万円でございます。

IIの平成27年度決算の概要についてでございますが、公益目的事業会計は、畜産経営体の育成、経営支援と家畜衛生対策、畜産物価格安定対策の3事業でございます。

収益事業等会計は、家畜改良登録事業と、そのほか法人会計の3事業会計区分で運営されております。

下の表の正味財産増減計算書の右端の合計欄で御説明いたします。

一般正味財産増減の部でございますけれども、(A)の当期経常増減額、(D)の当期経常外増減額を合わせました(H)の当期一般正味財産増減額は582万円余の赤字となっております。これによりまして、(J)の一般正味財産期末残高は、1億5,787万円余となっております。

次に、指定正味財産増減の部でございますが、指定正味財産は、子牛価格安定制度など複数の生産者積立金の増減でございます。27年度は畜産物価格は堅調に推移したことから、積立金に対しまして家畜への補填が少なかったため、(K)の当期指定正味財産増減額は18億8,788万円余となっております。

一番下の行の正味財産期末残高は、そのほとんどが家畜経営安定積立金の残になりますが、合計で105億9,983万円余となっております。

以上で経営の概況について御報告を終わります。

畜産課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手

支援課でございます。

まず、通常分の予算資料12ページをお願いいたします。

農業総務費ですけれども、耕作放棄地解消事業で841万7,000円をお願いしております。

これは、国の補助対象とならない耕作放棄地の再生利用や非農地化の推進を行う市町村等に対する助成でございます。

次に、国庫支出金返納金で2,671万4,000円をお願いしております。

これは、説明欄にあります4つの事業、農地流動化推進事業、農業委員会等振興助成費、農地集積加速化事業、農地中間管理機構事業の4つの事業に係ります27年度の事業費確定に伴う返納金でございます。

次に、13ページお願いします。

新規事業で、熊本地震復興労働力確保対策事業でございます。これに517万5,000円をお願いしております。

熊本地震の被災によりまして、農業の生産現場や集出荷施設で発生しております労働力不足を解消するためのシステムの構築、運営を行います農業団体に対して助成を行うものです。あわせて、地震からの復旧後の労働力確保対策についても検討してまいります。

次に、国庫支出金返納金です。これは、経営体育成支援事業におきまして、過去の事業により農家が取得しました財産の処分に伴う返納金5万8,000円をお願いしております。

次のページ、14ページをお願いします。

農業大学校費です。経営実習を行うための備品の更新のための施設整備費586万円、体育館等の施設改修費5,416万9,000円をお願いいたしております。

以上、通常分で農地・担い手支援課、合わせまして1億39万円余の増額補正をお願いいたしております。よろしく申し上げます。

次に、青表紙の追号分の補正資料をごらんください。

5ページでございます。よろしくお願

い

ます。農業構造改善事業で、担い手確保・経営強化支援事業で9億5,000万円をお願いいたします。

これは、国の経済対策に伴うもので、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が融資を主体として農業機械等を導入する経費に対して助成をするものです。

次、下段の震災復旧緊急対策経営体育成支援事業です。98億5,000万円をお願いいたします。

これは、熊本地震で被災した農業施設等の再建や修繕及び撤去に対する助成に要する経費ですけれども、6月補正後の要望調査を踏まえまして、必要な追加をお願いするものでございます。

次に、別冊の公益財団法人熊本県農業公社の経営状況の御説明をいたします。

1枚めくっていただいて、決算概要の資料を説明させていただきます。

設立の目的のところにありますように、農業公社は、①の農地保有の合理化・畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化、②、農業後継者の育成確保、③、農業公園の管理運営を目的にした組織でございます。①と②が公益目的事業、③が収益事業に位置づけられております。

次のページ、2ページで事業の状況を御説明いたします。

1の①農地中間管理事業につきましては、27年度は1,900ヘクタールの借り入れ、貸し付けを行いました。2年目で軌道に乗ってきたところでございます。

3の畜産公共事業につきましては、八代市、氷川町、球磨村で1億4,100万円の飼料畑造成、排せつ物処理施設の整備を行っております。

5の農業公園ですけれども、前年度よりも1,000人多い47万7,000人の入場者がございました。

前のページに戻ってください。

決算の概要でございます。

一般正味財産につきましては、当期経常増減ですけれども、公益目的事業が199万6,000円のプラス、収益事業が270万6,000円のプラス、法人会計が61万5,000円のマイナスでございます。合計で408万7,000円のプラスとなっております。

指定正味財産ですけれども、これにつきましては、公益目的事業で、補助金で購入しました車両、中間管理システムのプログラムの減価償却を行いましたので、272万3,000円のマイナスとなっております。

年度末の期末の正味財産の残高ですけれども、一番右下の端にありますように、7億678万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村山農村計画課長 農村計画課でございます。

白表紙の通常分の説明資料の15ページをお願いいたします。

まず、国営土地改良事業直轄負担金でございますが、国営土地改良事業に伴う県及び地元の負担金でございます。完了地区を含む3地区が対象地区でございます。4億3,130万円余を計上しております。

続きまして、土地改良施設維持管理事業費でございますが、排水機場等の基幹的な農業水利施設の定期点検及び突発事故や出水時の緊急対応に対する技術者派遣に要する経費でございます。590万円余を計上しております。

次に、農業農村整備調査計画費でございますが、県営農業農村整備事業として整備が必要な地区に対する基礎調査や事業計画作成等に要する経費でございます。300万円余を計上しております。

続きまして、16ページをごらんください。

森林総合研究所営特定中山間保全整備事業負担金でございますが、森林総合研究所営特定中山間保全整備事業の農業分に係る県及び地元の負担金でございます。阿蘇小国郷区域が対象地区でございます。2,260万円余を計上しております。

下の段の海岸保全直轄事業負担金でございますが、これは、玉名横島地区における直轄海岸保全施設整備事業に係る県の負担金でございます。4億5,190万円を計上しております。

以上、農村計画課といたしまして、総額9億1,490万円余の予算を計上しております。よろしくお願いいたします。

○西森農地整備課長 農地整備課でございます。

今おあげいただいております資料の下の17ページをお願いいたします。

一番上、単県農業農村整備事業費でございますが、説明欄をごらんください。

地域密着型農業基盤整備事業費ですが、これは、県営事業を実施した後、地域からの要望等に対応するために実施している事業でございます。三角地区ほか2地区について、5,500万円余の増額をお願いしております。

続きまして、防災ダム管理費ですが、天君ダムや清願寺、深迫ダムの管理を行っているものでございます。

今回、天君ダムに流入しました流木の撤去分としまして、2,000万円の追加補正をお願いしております。

次に、海岸保全事業費ですが、7月専決で地震分としまして3億6,100万円をお願いしておりますが、引き続き発生いたしました梅雨前線豪雨による漂着流木の撤去及び処理費としまして、2億5,600万円の追加補正をお願いするものでございます。

なお、8月末までに、ほぼ全ての漂着物の撤去を完了しております。

続きまして、めくっていただきまして18ページをお願いいたします。

備考欄最上段の新海岸浸水想定区域調査事業ですが、水防法の改正に伴います水位周知及び高潮浸水想定区域の指定に係る調査費をお願いしております。

なお、この事業は、河川・港湾・漁港課との4課共同事業となっており、農地整備課の負担分900万円をお願いするものでございます。

続きまして、その下、団体営耕地災害復旧費でございますが、地震分としまして258億円余を認めていただいておりますが、さらに今回、梅雨前線豪雨分としまして63億7,000万円余をお願いするものでございます。

さらに、その下、県営耕地災害復旧費でございますが、これまでに緊急対応分や施設の安全点検費として42億7,000万円余を認めていただいておりますが、今回、県営で実施します災害復旧事業費としまして16億1,200万円をお願いするものでございます。

一番下、農地整備課計としまして、83億2,000万円余をお願いしているところでございます。

続きまして、少し飛びますが、同じ資料の33ページをお願いいたします。

海岸保全事業費でございます。ただいま説明いたしました災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費としまして、7月専決の御報告としまして3億6,100万円を計上しております。

では次に、青い資料、追号分の6ページをお願いしたいと思います。

9月補正としまして、経済対策分をお願いしております。

まず、一番上の県営かんがい排水事業費ですが、右の欄の説明欄をごらんください。

八代市第二郡築地区排水機場の改修を初め、菊池市や多良木町の用排水路施設の改修としまして10億1,000万円をお願いしており

ます。

次に、県営畑地帯総合整備事業費ですが、花房中部2期地区ほか1地区について、畑地帯のかんがいや区画整理としまして3,100万円余をお願いしております。

続きまして、県営経営体育成基盤整備事業費ですが、川登地区ほか3地区の区画整理や用排水路改修としまして1億7,100万円余をお願いしております。

次に、団体営農業農村整備事業費ですが、市町村や土地改良区等の団体が実施します農業農村整備事業に助成するものでございます。今回は、主に暗渠排水や水路の改修等を予定しており、5億2,900万円余をお願いしております。

続きまして、次のページ、7ページをお願いいたします。

農地防災事業費ですが、説明欄をごらんください。

農地防災事業としまして、宇城市の豊川北部ほか3地区の排水機場の改修等、また、農地保全事業としまして、苓北町の志岐2期地区ほか4地区において特定管の改修を予定しており、合わせまして10億1,000万円をお願いしております。

一番下、農地整備課の計としまして、27億5,000万円余をお願いしております。

農地整備課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○今田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

白い表紙の説明資料19ページをお願いいたします。

2段目の農政諸費でございますが、説明欄の阿蘇草原再生・しごと創生プロジェクト推進事業は、阿蘇の野草利用農産物のブランド化に向けて、野草堆肥供給システムの構築や域外における震災復興イベント等の開催に要する経費としまして1,400万円を計上してお

ります。

3段目の山村振興対策事業費でございます。説明欄の、くまもと里モンプロジェクト推進事業は、震災からの復興に向けて、農山漁村における景観づくりやコミュニティーの再生など、住民主体の地域活動を支援するもので、3,800万円を計上しております。

5段目の農作物対策推進事業費でございます。

説明欄の地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業は、鳥獣被害防止のための施設整備に要する経費でございますが、300万円を計上しております。

説明資料20ページをお願いします。

2段目の農地・水・環境保全向上対策事業費でございます。これは、多面的機能支払事業に係ります事務経費としまして30万円余を計上しております。

以上、むらづくり課としまして、総額5,530万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、青い表紙の別冊資料8ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費でございます。

説明欄の鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、野生鳥獣被害の深刻化に対応するための捕獲活動に対する補助でございます。9,880万円余を計上しております。

4段目の県営中山間地域総合整備事業費でございます。

説明欄の中山間地域所得向上支援対策事業は、中山間地域におきまして、収益性の高い農産物の生産、販売等によりまして所得の向上を図るため、水田の畑地化等の基盤整備、生産、販売等の施設整備を総合的に実施する市町村等に対する助成でございます。4億3,100万円を計上しております。

むらづくり課の経済対策に係る補正予算としまして、総額5億2,980万円余の補正をお

願いしております。

むらづくり課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

白い表紙の資料、予算関係及び条例等関係の資料をお願いいたします。

森林整備課は、21ページ、22ページの両ページでございますけれども、22ページで説明したいと思っております。22ページをお願いいたします。

右端、説明欄最上段ですけれども、右端説明欄の新規事業、地震に強い地域材製品開発等支援施設整備事業といたしまして、左から4列目、補正額の欄のとおり、1億960万円余の増額補正をお願いしております。

これは、熊本県林業研究指導所において、木材製品の開発等に対する技術支援のための各種性能試験を行う試験施設の整備に要する経費でございます。

このほか、針広混交林化促進事業2億500万円余のほか、補正額の欄の最下段のとおり、合計で3億5,400万円余の増額補正をお願いしております。

続きまして、少し飛びますけれども、同じ資料の32ページをお願いいたします。

6月専決処分の御報告でございますが、熊本地震の影響により機能が低下している森林における被害木の伐倒等を早急に行うため、森林環境保全整備事業について、6億4,500万円余の増額補正を行っております。

続きまして、冊子かわりまして青い表紙の資料、追号関係の9ページをお願いいたします。

9月補正予算追号分といたしまして、右の説明欄に記載の間伐等森林整備促進対策事業及び森林環境保全整備事業について、追号補正額(C)欄の最下段のとおり、追号分として合計で19億6,000万円余の増額補正をお願い

しております。

続きまして、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況につきまして、別冊の公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類により、御説明させていただきます。

表紙をめくりまして、右側の決算概要についてというページで御説明させていただきます。

Iの基本情報ですけれども、設立の目的等、これまでの経緯等を記載しておりますけれども、これについては割愛させていただきます、IIの27年度決算の概要を御説明させていただきます。

正味財産増減計算書でございますけれども、これは、公益法人に義務づけられた財務諸表の一つでありまして、1年間の事業活動の結果、資産がどのようになったかを見ることができるものでございます。

平成27年度末の正味財産期末残高は、一番右下の欄のとおり、1億500万円余となっておりますけれども、前年度の末残高が約2,000万円でございますので、前年度と比較して約8,500万円資産がふえたこととなります。この期末残高がマイナスにならない限り、公益法人の認定上は問題ございません。

なお、表のうち一番左の区分欄の(D)でございますけれども、一般正味財産増減の部の当期経常外増減額にマイナス6,950万円余を計上しておりますが、これは森林資産の減損損失によるものでございます。

立木伐採時は、固定資産から流動資産に移すこと、その際に時価評価を行うこと、時価評価額が固定資産価格を下回るときは、その差額を減損損失として計上するもので、これに対応したものでございます。

次のページをお願いいたします。

ただいまの説明を少し具体的に示したものが、上から2つ目の表の資金ベースの収支計算書でございます、左側の欄に支出、右側に収入をあらわしております。

平成27年度につきましては、利用間伐の推進と間伐材の出荷販売の促進により収入の確保に努めた結果、支出欄、収入欄それぞれ一番下の合計欄の差額である8,100万円余を次年度に繰り越すこととなりました。

次に、IIIの事業実績等でございます。

1の分収契約による森林整備について、現在の分収割合は、林業公社7、土地所有者3を基本としており、平成27年度末の契約件数は1,435件、面積は約9,262ヘクタールとなっております。

2の主要事業の実績につきましては、資料の表のとおりでございます。

最後に、IVの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、これまで各種の経営改善策を進めてまいりましたが、現在は、長伐期化の推進、分収割合の見直し、事業の見直しの3つを柱として経営改善に取り組んでおります。

このうち事業の見直しにつきましては、直送・直接販売による流通・販売コストの削減や輸出の促進などによりまして、収益性の向上に努めているところでございます。

説明は以上でございますが、県、公社が一体となり経営改善に向けて最大限努力しているところであり、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

森林整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○三原林業振興課長 林業振興課でございます。

白表紙、通常分の23ページをお願いいたします。

1段目、林業振興指導費で、3,918万円余の増額補正をお願いしております。

2段目、林業労働力対策事業費として、説明欄のとおり、林業・建設業等連携促進対策事業として、林業と建設業の連携に必要な経

費1,470万円余を計上しております。

次に、3段目、県産木材需要拡大対策費として、説明欄のとおり、まず1番目、くまもと県産木材販売力・品質確保強化事業として、県産木材の販路拡大や地域材を利用した家づくりの促進に要する経費220万円余、2番目としまして、公共建築物等木造化推進事業として、地震により被災しました公共施設等の木造による復旧、復興への働きかけや、建築士等の育成に要する経費840万円余を計上しております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページの3段目、林道費で7億4,450万円の増額補正をお願いしております。

説明欄のとおり、県営林道槻木北線を含みます5路線を開設するものでございます。

次の段、林道災害復旧費として9億1,100万円余の増額補正をお願いしております。

引き続き、25ページの説明欄をごらんください。

地震と集中豪雨により被災いたしました林道施設の復旧に対し、市町村に補助をするものでございます。

続きまして、飛びまして青表紙、追号分の10ページでございます。

1段目、林業振興指導費で、追号補正額2億9,150万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄のとおり、林業・木材産業生産性強化対策事業として、TPP関連で生産性向上等の体質強化を図るための木材加工流通施設等の整備に助成を行うものでございます。

最下段でございますが、通常補正額16億9,470万円余、追号補正額2億9,150万円余の補正をお願いしております。

続きまして、別冊資料の経営状況を説明する書類、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の資料をお願いいたします。

1枚目をお開きください。

ページ右の平成27年度決算概要についてでございます。

まず、1の設立目的ですが、当基金は、林業事業体に雇用される林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的に平成元年11月に設立され、平成24年4月1日から公益財団法人に移行しております。

これまでの経緯ですが、県、市町村等の出捐により、平成9年度までに32億円の基金を積み立て、また同年には、法律に基づき熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

次に、5の基本財産についてです。当基金では、基本財産を運用して事業を実施しておりますが、利子収入の不足などから基本財産の一部を取り崩し、現在額は30億1,500万円余となっています。

次に、6の基本財産の利子収入についてですが、平成27年度の欄に記載しておりますとおり、昨年度は1億150万円余の収入となっております。適正な財産運用がなされていると考えております。

次の裏面をお願いいたします。

27年度決算の概要について、一番上段の表、正味財産増減計算書で説明いたします。

まず、一般正味財産は、当期経常増減額が、合計欄のとおり79万円余の減、指定正味財産は5,065万円余の増となり、合わせた正味財産期末残高は30億3,054万円余となっております。

次に、事業実績についてです。

公益法人として公益目的事業を実施しておりますが、事業費は1億8,420万円余となっております。

事業の内容といたしましては、下の表に記載しておりますように、①の林業労働力の確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険への加入促進対策として、述べ1,300人分の助成ですとか、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っております。

②から⑥の事業では、国や県からの補助事業、委託事業により、林業未経験者を対象とした集合研修や講師養成研修を初め、林業事業体の指導、林業技能協議会の開催などの広報・啓発活動や林業事業体への職業紹介などの事業を行っております。

林業振興課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○長谷川森林保全課長 森林保全課でございます。

白表紙の予算関係及び条例等関係説明資料の26ページをお願いいたします。

1 段目、治山費です。39億3,400万円余の増額補正をお願いしております。

主なものについて説明いたします。

説明欄のとおり、緊急治山事業として、大雨により発生した山地災害箇所のうち、生活道路の安全確保など、特に緊急を要する立野地区ほか23地区を復旧するとともに、単県治山事業として、地震や大雨で発生した人家裏の小規模な崩壊地など、国庫補助事業の対象とならない箇所について、県営事業での石地区ほか41地区、市町村営事業で猿渡地区ほか19地区を復旧するための経費でございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

2 段目、治山施設災害復旧費です。5億8,400万円余の増額補正をお願いしております。

これは、現年治山災害復旧事業として、地震や大雨により被災した治山施設について、中松地区ほか14地区を復旧するための経費でございます。

4 段目、林務施設災害復旧費です。1,990万円余をお願いしております。

これは、森林公園施設災害復旧事業として、地震や大雨により斜面の崩落等が発生しました立田山憩いの森ほか2つの森林公園の施設を復旧するための経費でございます。

続きまして、青色の表紙、説明資料追号関係の11ページをお願いいたします。

1 段目、治山費です。43億4,900万円余の増額補正をお願いしております。

これは、治山事業として、地震や大雨により発生した山地災害箇所のうち、今後の豪雨等で被害が拡大するおそれのある立野地区ほか24地区を復旧するための経費でございます。

森林保全課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○木村水産振興課長 水産振興課でございます。

白い表紙の予算説明資料をお願いいたします。28ページでございます。

漁業取締費でございます。漁業取締費で5,164万円余の増額補正をお願いしております。

これは、新規事業、漁業取締艇「第二ひかり」代船建造事業をお願いしております。これは、小型で小回りがきき、浅い場所での取り締まりに用いておりました取り締まり艇「第二ひかり」が、平成10年の建造から18年が経過し老朽化したことにより、代船建造に要する費用でございます。

続きまして、少し飛びますが、34ページをお願いいたします。

7月専決分でございます。水産業振興費でございます。

浅海増養殖振興事業費で、1,879万円余の増額をお願いしております。

これは、新規事業の熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策事業で、熊本地震により被災したノリ養殖業者が所有する乾燥機のずれ等の整備、復旧に対する助成でございます。現在101経営体が対象となっておりますが、現在ノリ漁期の前で、最終的な点検整備を行っているところでございます。

続きまして、36ページをお願いいたしま

す。

水産業振興費でございます。漁場環境等対策事業費で、補正額の欄1億2,500万円の増額をお願いしております。

右の説明欄1の新規事業、海域漂流物回収効率化推進事業と、2の海域漂流物対策強化事業の2つの事業を上げております。

これは、環境省の事業を用いまして、白川河口域を中心に、震災により発生し海域に漂流する流木等をフェンス等を用いて効率的に回収するための経費でございます。

2の強化事業では、現在漂流、埋没している回収の強化を図ります。

また、今後の台風、豪雨等で新たに流木が発生し、ノリ漁場に被害を与えることが予測されるため、1の事業でフェンスを用いて、河口域での効率的な回収を図ります。

なお、フェンス等の設置に当たりましては、国の研究法人であります水産工学研究所と打ち合わせを行っております。効果的な設置に努めてまいります。

次は、追号分、水色の表紙の資料でございます。

12ページをお願いいたします。

水産業強化対策事業費でございます。

施設整備事業費で、3億1,850万円の増額をお願いしております。

これは、新規事業の水産業共同利用施設緊急対策事業でございます。被災した水産業共同利用施設の復旧を行う漁業協同組合等に対する助成でございます。

熊本県漁連のノリの荷さばき所の被災の復旧が対象となっております。

続きまして、県出資団体の経営状況の説明でございます。

別冊の、くまもと里海づくり協会の資料をよろしく願いいたします。

1枚おめくりいただきまして、右側の決算概要について説明させていただきます。

第I、基本情報。設立の目的でございます

が、このくまもと里海づくり協会は、県からの委託を受けて、マダイ、ヒラメといった水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行っております。

一番下の基本金でございますが、基本財産は5億9,000万円であり、県からの出資金は1億9,000万円で、その出資比率は32.2%となっております。

続きまして、第II、平成27年度決算の概要につきまして、正味財産増減計算書で御説明いたします。

表をごらんください。

上段から説明いたします。

会計の区分ですが、左から、放流種苗等の生産や配付を行う公益事業会計、アユの養殖業種苗を生産する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計の3会計区分で運営されております。

当期経常増減額は、公益事業会計でマイナス814万1,000円余、収益事業等会計でマイナス104万2,000円余、法人会計で924万2,000円余となっており、合計で5万9,000円余となっております。

下の特定資産評価損益等ですが、減価償却費引当等、退職金引当等資産といった特定資産を、先進国証券等の投資信託により運用しておりますが、欧州の経済不安、中国経済の減速等によりまして、資産の評価損となっております。投資信託は、短期的には増減を繰り返すものと認識しております。当期経常外増減額は、総合計でマイナス15万8,000円余となっております。

最下段の正味財産期末残高を加えますと、合計は、最下段右側でございますが、7億8,000万円余となっております。

今後も3会計区分での適正な運営に努められるものと考えております。

次のページに、各公益目的事業、収益事業等について概要を載せております。

水産振興課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○田尻漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

まず、9月補正の主な内容について説明します。

白表紙資料の予算関係の29ページをお願いいたします。

漁港関係海岸保全事業費としまして、1億1,600万円余の補正をお願いしております。

主なものとしましては、右の説明欄にありますように、1番目の漁港関係海岸保全事業費として、7,600万円余をお願いしています。これは、県管理漁港の高潮等に対する堤防、護岸等の漁港関係海岸保全施設の整備に要する費用です。

3番目の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費として、3,990万円をお願いしております。これは、漁港海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。

同じ資料の30ページをお願いいたします。

単県漁港改良事業費としまして、600万円をお願いしています。

右の説明欄にありますように、海岸浸水想定区域調査事業で、水防法の改正に伴います水位周知海岸及び高潮想定区域の指定、つまりハザードマップの作成に要する費用でございます。

最下段をお願いします。

漁港漁場整備課の計といたしまして、1億2,200万円余の補正予算をお願いしております。

同じ資料の35ページをお願いいたします。

続きまして、7月専決分について御説明します。

漁港関係海岸保全事業費としまして、2,600万円余を計上しております。

説明欄にありますように、先ほどと一緒なんですけど、災害関連大規模漂着流木等処理対

策事業費で、これは、漁港海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。

続きまして、別冊の青色表紙の追号関係資料の13ページをお願いいたします。

補正予算の追号分としまして、漁港関係海岸整備事業費といたしまして、4億9,000万円余をお願いしております。

内訳としましては、右の説明欄にありますように、1番目の水産基盤整備事業としまして、3億9,000万円をお願いしています。これは、県管理流通拠点漁港の整備及び県管理漁港の機能保全計画に基づく対策工事に要する経費でございます。

2番目は、市町村管理漁港の機能保全計画策定及び対策工事を行う助成としまして、1億円余をお願いしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 最初のほうの説明をもうちょっと聞きたいのは、4ページの、企業の農業参入促進・定着支援事業、これは、企業というのは大手の、地元の法人も該当するのかわということが1点と、もう一点は、企業だけで、集落は適用しないのか。2つ内容を。

○荒木流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

企業の農業参入促進・定着支援事業につきましては、企業は大手だけではございません。地元の企業も対象に……

○村上寅美委員 法人。

○荒木流通アグリビジネス課長 はい。考えております。

○村上寅美委員 農業法人でなくていいわけね。

○荒木流通アグリビジネス課長 農業法人の形をとらなくても、参入可能としております。

○村上寅美委員 用地は、土地は。

○荒木流通アグリビジネス課長 土地につきましても、法人という形をとれば取得も可能ですけれども、賃借でも可能ということでございます。

それから2点目の、市町村協議会というものにつきましても、一応この事業につきましても、一部で協議会を対象にしている部分がございます。それは、どちらかというところ、ソフト的な、例えば研修をするだとか商品開発をするだとか、そういうものについては一部対象にしている部分がございます。

○村上寅美委員 取得が可能ということでしょう。取得すれば、担い手がないとか、そういう立地のいいところと、荒廃地がなくなるという面はあるけど、スケールの、力の強いところの農業が入ってきた場合は、そこから人まで出せばいいけど、今度は労務者になってしまうような、地権者が。その辺のところはどういうふうに考えておるかな。

○荒木流通アグリビジネス課長 そういうふうに、単なる労働者にならないように、特に大きな企業が入ってくる場合には、地域の活性化に役立つようにということで、市町村も含めたところで協定を結んで入っていただくように、こちらとしてはできるだけ持っていておるところでございます。

それで、そういうふうなことで、単なる、企業が入ってきて労働者として終わりという

んじゃないくて、できるだけ地域の課題解決に役立つような参入をお願いしているというところでございます。

○村上寅美委員 役立つようなじゃないくて、やっぱり農業法人でなくても参入できる、取得できるという形だから、その辺でちょっと心配があるわけだね。心配は要らぬて言いきればいいけど。その辺のところはどこか、全国的にとか、あるいは熊本でもどこか例があるか、もう入り込んだ。

○川口生産経営局長 生産経営局でございます。

村上委員から御質問がありました、通常農地を取得する場合については、農業生産法人、これにならないといけません。ただ、企業がその農地を取得するかどうかの問題でございますけど、今特区でやっていますのが兵庫県の養父市、ここで1件だけ特区ができております。

きのうの新聞でしたか、ナカバヤシという会社が農地を所有するという話がありました。ただ、全国的な話を聞いてみました、いろんな法人の人たち、会社の人たちに。基本的に、農地の価格と貸借の価格、熊本の場合でいいますと約100万円程度、田んぼでします。借りた場合については大体1万3,000円から5,000円ぐらいです。50年以上借りれるんですね。で、取得する必要がないという人たちがやっぱりたくさんいらっしゃると思っています。

○村上寅美委員 50年ね。

○川口生産経営局長 はい。ですから、基本的に農地の取得という話になったときについては、今回の特区の中でも条件がついておまして、要は、その農地を農地以外に使う場合については、市町村が責任を持って買い戻

す、そういう要件をつけなければ、ほかの農地以外のものに転用される可能性もございませぬので、そういう歯どめはかかっているような状況でございます。

○村上寅美委員 わかりました。

それと、例えばスケールメリットで、数十町歩という形になった場合、農地として借りているわけだから、それを住宅地にするとか、先走り過ぎるかもしれぬけど、そういうふうな将来、50年だから、その辺のところのチェックはかけてあるね。

○川口生産経営局長 生産経営局でございます。

その分につきましては、農地転用またはその農振の除外、いろんなものが必要になってまいります。基本的には、そういうところについては、県のほうできちんとチェックしていくような形になります。

○村上寅美委員 じゃあ安心しておつてよか。

○前川収委員 ずっと補正予算の内容を聞きながら、今回の災害対策、災害対応で、それぞれの課で非常に広範囲な補正予算、頑張っていると思っております。

農林水産部については、今回の地震それから豪雨災害、総体的に見れば、ほかの部署よりも私は非常に早く答えを出しながら、かなりの、まあ補助率だけと言っただけはいかぬかもしれませんが、農家に対して、農家や農林水産業者の皆さんに対して手厚い復旧というような状況が整いつつあるかなというふうに思っております。これはもちろん農林水産部が頑張っていることと同時に、国のほうもそれに呼応してしっかり対応しているというふうに思っております。

そこで質問なんですけれども、これだけ対

策をやりながらであっても、やっぱり今回の災害を契機に離農したいというお話がないわけじゃないんだろなというふうに思っています。原因は、もうそもそもやめようと思ったという話があって、その上で、地震があったからもうやめるという話があるのかとも思いますし、やっぱり地震の被害が大き過ぎて、これを復旧していく、前を向いた気持ちにもうなれないという人もいるでしょう。

いろいろあると思いますが、現状で把握なされている限りで結構ですけれども、そのような人がどのくらいいらっしゃるのか、把握できていれば教えてもらいたいと思いますし、把握ができてなければ、ぜひそのところの把握を見せてもらえればなというふうに思います。

どなたに聞けばいいかわかりませんので、ぜひ誰かお願いします。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

今、前川委員の御質問について、具体的にまだ今回の地震を契機に農業をやめたいというふうなお話というのは把握しておりませんが、今、経営体支援事業でかなり幅広く農業施設等の復旧に支援をしております。まずそういったところで、できるだけ、極力そういう離農される方を防いでいきたいと思っております。

先ほど今回の補正でも90億以上の補正をお願いしておりますけれども、かなりの農家の方が、今回の、トータルで9割の補助になりますので、こういったことで再建をしようというふうに、そういう意欲を持たれているというふうに感じております。

○前川収委員 多分、私もそういった手厚い、手厚いというのは、どこまで言っただけいいかわかりませんが、私たちから見れば非常に頑張った形の中での制度はできつつあります

ので、離農者は少ないかなとは思ってまされども、できれば把握だけはぜひやってもらいたいと思います。

その上でなんですけれども、さまざまな補助事業をつくっていく中に、必ず要件というのが出てくるんですね、どうしても。例えば、畜舎を再建しましょうというときには、当然これは災害復旧事業であれば、今まであった既存の畜舎の能力分を復旧分として見ましょうと。畜産クラスター事業はまた別な話なんですけれども、そういった部分があって、結構よく聞くのが、役所の基準というのは結構農家が一般的に使っている基準よりも高いので、100万でできるのをわざわざ補助金を取るために200万使ってやらないとその補助要件に乗らないというような話が——まあ一般論なんです。ちょっと非常に雑な話で恐縮ですけれども。

昔よく聞いていたのは、コンクリートの厚みは何センチ以上だとか、鉄骨がどのくらいの鉄骨じゃないとかぬとか、木でつくったらだめだとかね、いろんな要件が付されているというふうに思っておりますが、ぜひそういう要件については農家のサイドに立って、基準があることはわかってますけれども、わざわざ、100万でいいと思っているのが200万かけなきゃいけないと、補助を取らぬがために。

例えば、農地の、田んぼののり面が壊れました、のり面復旧をしましょうと。のり面復旧は普通、土羽打ちでできるのに、土羽打ちじゃ弱いから下に構造物をつくれとおっしゃると。構造物をつくと何百万もかかると、そういう例もちらっと聞いたところがありました。そういったところについては、どういうふうに今対応なさっていらっしゃるのか。何か絞って言ったほうがいいかもしれませんが、非常に雑な話で恐縮ですけれども、何か例があれば教えてください。

○西森農地整備課長 農地の災害復旧についてでございますけれども、今御指摘があった農地災害について、コンクリート等で高価なやつですのではないかと話ですが、基本的にはある程度の基準に沿ってやりますけれども、本来は土羽が本来の姿でございます。地域の方々がさらに再度災害防止ということで要望されて、コンクリートなりブロック積みなりをやっていくという形になっております。

一定以上になりますと、市町村と地域の方と話して、その折衷案といいますか、こういう方法でどうでしょうかということで申請していただくということで、地域の方の希望を聞きながらやっていると考えております。

以上でございます。

○前川収委員 畜舎のほうはどうですか。

○鳥井農地・担い手支援課長 畜舎につきましても、今回の事業につきましては、農家の方々が業者さんから見積もりを取って、その中からされるということで、原状復帰、もとの機能と同等のものをつくるということですので、そこについて、例えば構造をどうなさいか、そういうふうなことは今回は規制はしておりません。

さらに、今回を契機に、じゃあむしろもっと面積を広げたいとかランクを上げたいということであれば、基本、もとと同等のもの補助はします。さらに、それよりレベルを上げる分については自己負担ということで、そういったことにも柔軟に対応しております。

○前川収委員 わかりました。そういう声があるときどき、まだ今もあります。具体例はまた後ほど個別で話します。

○村上寅美委員 前川委員にちょっと関連だけども、今田んぼの話が出たけど、例えば全

農か全中か知らぬけど、タイベック、みかんの下に敷く、タイベックを敷くという、もう固定されているんです、メーカーが。安くない。だから、こんなのは県の指導で何か、その辺の柔軟性は今の答弁でいいの。農道とか、例えばサッシに例えたらYKKとか、まあ不二サッシで入れておるけど、YKKとかいろいろ同等というようなことが、よく建築あたりには入っているけど、タイベックなんかはもう限定してあるから。この辺は県ではどうしようもないのか、どうなのかな。

○酒瀬川農産園芸課長 農産園芸課です。

村上委員言われるのは、ミカンのマルチシートの話だろうと思います。

○村上寅美委員 一例がね。

○酒瀬川農産園芸課長 ええ。タイベックは、マルチシートについては現在のところ国内では1社しかございません。ということですね……。

○村上寅美委員 1社しかなかとや。だけん高かったいね。わかった、わかった。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 3点お尋ねします。

1点目は、農業研究センター所長おいでなのでお尋ねしますが、今回もいろいろ普及施設、予算がついて非常によかったなと思っておりますが、ことし被害を受けたことによって、ことしの研究課題に支障がなかったのかということ、今後も継続していく課題はあるんですけれども、そこら辺の見通しについて、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○板東農業研究センター所長 農業研究セン

ターでございます。

4月の震災そして6月の雨もございまして、農業研究センターで約10億ほどの今回予算を提案させていただいておるところでございます。

特に研究に支障を来した被害といいますと、やはり茶業研究所の製茶施設、大型ラインが被害を受けまして、これにつきましては、ちょうど新茶を前にいたしましたけれども、その新茶の関係の研究ができず、これはやめております。

また、農業研究センター畜産研究所におきます各種の、特にバイオ関係の施設、これはスーパー種雄牛をつくるための研究なんですけれども、この関係の器具が非常に破損いたしまして、これにつきましては、現在器具が入るのを待つということで試験研究がとまっているという状況でございます。

ただ、研究につきましては、今回震災があったからといって、今回震災に当たりましては、これまでの蓄積されたデータというのを現場に出して対応させていただきました。

粛々と進めていくというのが研究でございますので、内容を精査しながら、研究員の内容の体制の中で必要な研究を進めておるところでございます。

ことしとどまった研究につきましては、現在、来年の研究について検討しているところですが、その中にどのように出していくかということを考えておりますし、また、今災害関係につきましても、緊急研究事業ということで、これにつきましては、災害に遭った農地、そして災害を受けた作物が、どのような生育に影響があっているのかという研究を九州農業研究センターそして県とあわせまして一緒にデータを取っておるところでございます。

この辺につきましても、必要な研究課題がございましたら、来年以降の研究に乗せていくという対応をしていきたいとふうに考えて

おりまして、そういうふうな意味で、現場がどのようなニーズがあるのかということ把握しながら、必要な研究を進めていくという形で現在対応しているところでございます。

○西聖一委員 研究は本当継続性が大事ですので、しっかりやっていただきたいことと、熊本県農業を支えている大きなイノベーション力を持っている品種改良とか栽培技術を、遠慮せずしっかり研究をできるように頑張ってくださいと思います。

2点目は、13ページの担い手支援課から出されている地震復興労働力確保対策事業の件ですが、労働力不足を補うということは、現場からもいろいろ出ているんですけども、どういう人たちをそういうところに送り込むのかなということ、ぱっと浮かぶのはやっぱりどうしても外国人研修生なんです、それ以外のことも考えた中で労働力不足なのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○鳥井農地・担い手支援課長 今回の事業につきましても、まず当面の10月以降の収穫とかのための分につきまして考えておりますのは、まずJAとかそういった組織内の方々の協力及び一般の方もJAのほうで募集をしまして、農家の方から作業の委託を受けた分についての労働力といいますか、人員を派遣するというようなことを考えておりまして、外国人ということは考えておりません。

また、来年度以降につきましても、基本的には、今考えておりますのは、地域ごとに作物によって労働力のピークが異なっておりますので、そういったものを組み合わせて労働力の需給が安定化できるような、労働力が確保できるような、そういったことを進めていきたいというふうに考えております。

○西聖一委員 はい、わかりました。今回は

そういうシステムということですが、やっぱりどうしても現場に行くと外国人労働者を当てにしている農家も多いようなので、今後の課題でしょうけれども、いろいろ研究をさせていただきたいと思えます。

最後に、本当にこの農政の復旧、復興に対する予算はたくさん出て、前川委員もおっしゃったように手厚くできて、私も本当ほっとしていますが、余りにも事業が多くなってきているというのが実感で、一遍に発注とかが出てきまして、建設業もそうですけれども、もう年度内にできないというのが現場だと思っておりますが、それぞれの事業で繰り越しできるものとできないものとかたくさんあって、農家は繰り越しさせてくれといいますが、そこら辺の判断ですね。市町村によって違ったりすると、この前の罹災証明みたいになるといけませんので、窓口は農協か市町村なんだろうけれども、そこら辺の県の見解というか指導の時期とか、その事業別の仕分けみたいなのはどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○高野洋介委員長 多分分かれて答弁せないかぬと思うんですけど、まずは最初の……（「全体的な考え方」「総括的な考え方を言えばいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なら、白石課長。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

確かに、災害関係で、災害予算が相当膨らんでおりまして、発注とかの部分というのは非常に危惧されている部分でございます、基本的には、この前議会答弁でもございましたけれども、そういった情報を、いつ、どれだけの発注なり工事をやるかというのを、ある程度、土木とそれから農林であれば農とN

N事業と林と水あたりで整理して、そして外向けに情報を発信していきながら、業者側にもその段取りを考えていただくというような、今度会議もごさいますけれども、そういったことで取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 業者さんとかは専門家だからすつとおりのかもしれませんけれども、農家がやっぱり混乱しているというのがちょっと見えますので、そこら辺もしっかり配慮して、ワンストップ化じゃないんですけれども、どこにいけば間違いなくきちっと情報提供できるというようなことを示していただければありがたいなと思います。

○川口生産経営局長 今のお話ですけど、2つあると思っています。

大きなものとしては、農協あたりの集出荷施設、これにつきましては基本的に年度内にできるものが少ないというふうに考えています。当然、大型のカントリーエレベーターを再編統合することになれば、来年度までかかります。来年の米の収穫の時期までに間に合わせるような形にしないといけない。当然繰り越しになりますので、そういう事柄については、農協のほうとまず一番最初につくるときから協議を始めています。

2つ目。農家が一番困っているのが経営体育成支援事業だと思っています。これにつきましては、当然、国のほうに言っていますのは、要は年度内に業者が見つからないところもたくさんあると。これにつきましては、当然、繰り越しもなんですけど、翌年度以降についても財政的な支援措置についてはぜひお願いしたいと。要は、県としましては、必要な予算については、きょう全部提案をしておりますけど、多分全てが終わるとは思いません。ただ、そのために、手をこまねいているだけじゃないんですけど、この前の答弁

の中にもございましたとおり、建設業協会でもありますとか、あとハウスあたりにつきましては日本施設園芸協会、こういうところにも協力の依頼というのは、やっぱり東京のほうまで行ってお願いをしております。

なるべく経営再建については早目にやっていただきたいと思っておりますけど、とにかくできないものについては、翌年度以降きちんと対応したいというふうに、市町村等についてもきちんと伝達はしております。

○西聖一委員 今の答弁でよろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○楠本千秋委員 今度の地震と豪雨での農地災害で、農家の負担のことでちょっとお尋ねしたいんですけれども、けさのテレビで、御船だったと思うんですけれども、棚田がこの豪雨でやられて、ことしはつくってないんだと。試算すると4,500万かかると。そのうち個人というか農家負担が3,000万だというテレビの表現だったんですけれども、こういうことってあるんですかね。

○西森農地整備課長 テレビをちょっと見損ねたので、後でビデオを見せていただいたんですけれども、あの表現というのは限度額査定、限度額を超えた場合のことを極端に言われているんだと思います。

通常、災害のをやる場合については、1つの田んぼに対してこれだけ以上は、全部補助の対象とならないというようなのがありますけれども、市町村の説明のやり方が悪かったのか、やる工法、とる工法によっても違いますし、例えば災害ではなくて通常の普通の事業で農業土木の事業の中でやっていったり、改修していったり、これは相談いただければ個別に対応していこうと思っております。

ああいう大規模に、何千万という負担率と  
いうのはちょっと考えにくいと私は考えてお  
ります。

○楠本千秋委員 わかりました。

○高野洋介委員長 楠本委員、大丈夫です  
か。はい。

ほかにございませんか。

○松野明美委員 説明資料の27年度の実績の  
ほうからでも大丈夫ですか。説明がありまし  
たけれども。

○高野洋介委員長 何ページですか。

○松野明美委員 白いほうの予算の説明資料  
の平成27年度の実績のほうで、78ページの70  
番をお願いします。

70番の「地域づくり夢チャレンジ推進事業  
及び」と書いてありまして、その真ん中あた  
りに「障がい者支援施設に対する補助を行  
い、地域の方と障がい者が協力し、地元の農  
産物を活用した菓子製造を行う取組みを支援  
した。」というふうに、まだその下にも書い  
てありますけれども、そういうような実績が  
書いてありますが、ことしの2月の定例議会  
のほうで、私も農福連携について質問させて  
いただきました。ちょっと前になりますけれ  
ども。

そのときに——あつ、ここにちゃんと実績  
があるんだなというふうに今ちょっと気づか  
せていただきまして、右のほうに企画振興部  
と健康福祉部、農林水産部がちゃんと連携を  
していらっしゃるというところで、このあた  
りをもっと膨らませていただきまして支援を  
拡大していただきたいというふうに思いまし  
た。

そこで、私の農福連携の質問のときに、知  
事より、たしか、障害者施設に専門のコーデ

ィネーターを派遣していきたいと、来年度か  
らしていきたいというような答弁をいただき  
まして、その進捗状況と、そうなった場合に  
どこの部局が担当になるのかということろを  
ちょっと教えてください。

○荒木流通アグリビジネス課長 流通アグリ  
ビジネス課でございます。

地産地消の事業の取りまとめということ  
で、ここに上げさせていただいております。

委員おっしゃいますように、企画が全体的  
な夢チャレのコーディネートをしておりまし  
て、その中で健福、農水が連携していろい  
ろな事業をやっております。

お尋ねのものにつきましては、おそらく健  
福のほうでハンドリングをしていくような形  
ではないかというふうに思っておりますけれ  
ども。

○松野明美委員 どういうところがですか。

○荒木流通アグリビジネス課長 健康福祉部  
のほうでございます。済みません。

詳しいことは私もちょうと現状では把握し  
ておりませんので、後ほどお調べいたしまし  
て御報告申し上げたいと思っております。

○松野明美委員 わかりました。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手  
支援課です。

私どもが今年度やっている事業を1つ御紹  
介させていただきます。

農業大学校でやっております農業アカデミ  
ーにおきまして、福祉施設で農業に参入した  
い、それから農業と連携したいと思っておら  
れる方々向けに、農業の取り組みを紹介した  
り、こういうようなことが必要ですとか、  
そういう福祉施設の方向けの農業の研修とい  
うのを今年度行います。来年継続してやって

いきたいと思っておりますので、そういった農業、福祉施設の方の農福連携の支援をしていきたく思っております。

○松野明美委員 これからです。

○鳥井農地・担い手支援課長 はい。

○松野明美委員 ぜひよろしく願いいたします。

ただ、コーディネーターの派遣のほうも、やっぱり先ほどおっしゃったように、健康福祉部だとは思いますが、連携していただきたいと思っております。どうしても障害者と農業というのは非常に合うような形で、収穫とか分別とか、そういうような仕事も多様にありますので、ぜひ支援のほうを拡大していただきたいと思っております。

以上になります。

○高野洋介委員長 もう要望で。

○鳥井農地・担い手支援課長 はい、わかりました。

○高野洋介委員長 はい、ほかに。

○吉田孝平委員 済みません、私の宇城管内なんですけれども、地震と水害がございましたけれども、農業の施設の補助の関係で、宇城管内でも各市町村でちょっと温度差があったところがありますので、現状というか、そういったのをちょっとお聞かせいただければと思います。

○高野洋介委員長 吉田委員、それはどちらも、宇城管内と言っても、農業土木なのか農業施設なのか。

○吉田孝平委員 農業施設で。

○鳥井農地・担い手支援課長 多分、吉田委員おっしゃるのは、いわゆる畜舎ですとか農舎ですとかハウスですとか、そういった農業用施設の経営体育成支援事業についてだと思います。

今回、特に地震によって地盤が緩くなったとか、崖が崩れやすくなったとか、そういった状態になって、その後、大雨でそれが崩れたりとか、そういう農業用施設に影響が出てきたというふうな事例がありまして、いわゆる地震に起因する、地震に伴うものということで市町村が判断するものについては、今度実施する震災の復旧の経営体支援事業の対象にしますよということで、市町村にはきちんと説明をしたところでございますので、多分、現状では皆さん、市町村御理解されていると思います。

今後、必要があれば、またそういった、まだ受け付けはしますので、そういったことについても徹底していきたく思っております。

○吉田孝平委員 2市で、宇城と宇土でもかなり温度差があつて、宇土市は先に激甚にしたいという判断をされたんですけども、宇城市はかなり慎重な感じだったんですね。それで、やはりそこら辺を県からは客観的に市町村が判断してくださいという判断だったので、かなり宇城市のほうは慎重になっていたもので、一応足並みをそろえていただくような感じで、県のほうからも指導していただきたいと思っております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 ちょっと今のことで関連して。

経営体支援育成事業で私もちょっと困ったことがあったのは、50%が国庫補助ですね。

上乘せで2割県が出しましょうと、ここまでは我々が大体言えるというんですかね、大丈夫だと、だから7割なんですね。ところが、目標は9割補助で、残りの2割の補助というのは市町村が上乘せをしてもらわなきゃいけない。市町村は市町村で、今度は議会を通さないと、なかなか県議会みたいに専決でどうぞという優しい議会だけじゃないでしょうから、なかなかそこが足並みがそろってないように見えてしまう。つまり7割まではいいでしょうと言っているところと、片方じゃ9割補助になってますというところと、少しタイムラグがあったんじゃないかなというふうに思ってますけれども、その辺はどうだったんですか。

○鳥井農地・担い手支援課長 当初5月、6月、今回国のほうも早目に、こういう経営体支援事業の立ち上げというのを速やかにやっていただきまして、その後、県のほうでも2割、市町村2割ということで事業を組み立てまして、あわせて6月補正の段階では、各市町村を回りまして、2割の負担というのをお願いして回りました。

基本的に、6月の時点で各市町村とも御了解をいただいたところがございます。現在、特にその市町村の負担のことで、いろいろ問題があるとか、そういったことは認識しておりません。

○前川収委員 もう皆さんに言っても仕方ないんですけど、菊池では7割補助で説明したところがあったんです。そういう瞬間があったんです。なぜかという、議会を通してないからです。皆さんは執行部とお話をされて、2割補助上乘せします、大丈夫ですと言われるれば9割補助だと思っているんでしょう。違うんですよ。市町村議会がありますから、市町村議会の了解を得ないと公表できないという部分があるんです。そこでタイムラグが生

まれるというふうに思っておりますから、これはもう認識だけはぜひ皆さんも——私も困ったんです。いや、9割補助大丈夫ですよと言ったのに、ある農協で説明会をしたら7割補助ですと答えて、前川さん、あんたうそ言ったねと言われて、そんなことはないという話をしたけど現にあった話ですから。

それはもうどうでもいいけど、そういう認識も持っておってください。要望でいいです。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第7号、第9号、第17号から第19号まで及び第51号について、一括して採決したいと思いますけれども、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第15号を議題といたします。

請第15号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○中村畜産課長 先ほど、県酪連の大川常務のほうから説明があったかと思えますけれども、状況について御説明をいたします。

国内の生乳の生産量は740万トンでございます。このうち飲む牛乳として5割、チーズ、バター用として5割でございます。加工

用の原料乳は、飲む牛乳の大体6割で、安い価格で取引されておりまして、そのほとんどが北海道が供給していただいています。肩がわりしていただいております。当然その価格では採算が合いませんので、国が補填金を出すことによってこれは成り立っております。つまり、飲用乳と加工原乳の需給調整を行わなければ、適正な生乳価格、生産者の所得は確保できないということでございます。

このような状況が昭和30年代から発生しておりまして、このような状況を踏まえまして、国は昭和41年度に指定生乳団体制度というのを創設しておりまして、農業者みずからが需給調整を行い、現在もこの制度が有効に働いていることから、国内の生乳価格は適正に取引されておりまして、農家の所得安定に大きく寄与しているところでございます。

本制度がなくなれば、安い加工原料乳の8割を引き受けている北海道の牛乳が、本州、九州にどんと押し寄せてくることとなりますので、飲用乳の牛乳は値下がりすることは必然でございます、農家の経営は成り立たなくなるといったことでございます。

農業者みずから行う指定生乳団体制度は、今後も酪農経営の安定にとって欠かせない制度でありますので、存続とともに販売力の強化や輸送コストの削減など、その機能を強化していくのが重要だと考えております。規制改革会議が秋口に結論を出すということにしておりますので、その前にしっかりと現場の意見を述べるということは、時宜にかなったものと思っております。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ただいまの説明に関しまして、質疑はありませんか。

○村上寅美委員 何のためにそういうことを国は言うの。（「規制改革」と呼ぶ者あり）規制改革なんてあるか。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

今、前川委員がおっしゃったとおり、もう全て自由化してしまえという荒っぽい議論が中心でございます、今までこの指定生乳団体が果たした役割ということ十分に、中身を見られた上の御意見じゃないと思っております。

○村上寅美委員 もう要望も出ておるからだけど、やっぱ農というのは、どこの国だって、米だってそうでしょうが、600倍ぐらいになっておる、米なんか。それは600倍といえば大きいようだけど、日本の食文化として、そうしなければ生きていられないような日本国だから、よその国のあれをする必要はない、そういうことは。大いにそれは言ってやらないかぬと思う。これに限らず、やっぱ守るべきは守る。そうせぬと、ウナギんごとなってしまう、キロ200万も300万も。規制かけてもらうごて言いよるばってんが。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第15号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第15号を採択とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、請第15号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第15号

は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付させます。

（意見書案配付）

○高野洋介委員長 配付されましたら、御一読のほうをお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 配付いたしました意見書案は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらないようではありますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、この意見書案を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

報告を2件お願いいたします。

まず1件目は、平成28年熊本地震からの復旧・復興プランの改訂についてでございます。

このプランは8月に策定しておりまして、今回おおむね4カ年の取り組みについて内容の充実強化を図ったところから、改定を行うものでございます。

資料を1ページめくっていただきまして、改訂のポイントが3点ございます。

1点目は、熊本地震の被害額について、改訂のところに記載しております。

農林水産関係の被害額については、1,487億ということで以前公表しておりまして、その額は変わりませんが、今回、県全体の集計額として約3.8兆円の被害額ということで公表されているものでございます。

ただ、この被害額につきましては、今後、まだ調査中のものもありますので、変動する可能性があるということでございます。

それから、2点目のポイントは、おおむね4カ年の取り組みの充実強化ということでございます。

今回の改定で、その4年間の取り組みについて、前回8月のときには項目程度でございましたけれども、中身をパワーアップしているということでございます。これは後ほど、A3の資料で簡単に触れたいと思います。

それから、3点目はロードマップの修正の追加でございます。

このロードマップにつきましては、復旧・復興プランの別冊として記載されておりまして、そのうち新たに4項目を全体で追加しておりますが、農林水産部関係、ナンバー24とナンバー25、カントリーエレベーターなどの共同利用施設のもの、それから農業生産を支える労働力確保、産地づくりの推進ということで2項目を追加しているということでございます。

めくっていただきまして、A3の資料1枚目のやつが、8月につくりました概要版でございます。その真ん中右側の、おおむね4カ年の取り組みの欄、この欄の部分を強化したということで、その内容が次の2枚目のA

3のもう1枚紙になっております。このA3の1枚紙の農林水産部関係としましては、右側上の(3)次代を担う力強い地域産業の創造の施策7、競争力ある農林水産業の実現ということで、ここに5項目に絞って書かせていただいておりますが、28年度に取り組んだのをさらに、ここに書いてますような農地の大区画化とか、それから森林、林業の流通体制の整備とか漁場の環境整備とか、こういったものを詳しく書いております。

実際の書き物については、別冊で分厚いほうがありますので、後ほどごらんいただければというふうに思っております。

以上が復旧・復興プランの主な改定内容でございます。

続きまして、2つ目の御報告でございます。

熊本県森林・林業・木材産業基本計画の策定について、御説明申し上げます。

資料は(2)のほうでつけておると思いますが、1枚めくっていただきまして、A3の資料の1ページ目をごらんください。

森林・林業・木材産業基本計画につきましては、平成28年度までの5カ年計画として、24年3月に策定しております。

これまで、左側のほうに書いていますが、6つの基本的な考え方、循環資源である県産木材の利活用の最大化など6つの考え方に基きまして施策を展開してまいりました。

その結果、取り組みの成果としまして、この右側に書いていますが、木材需要の拡大とか林業産出額の増加、多様な森林づくりの推進など、ここに書いていますような成果を上げることができております。

資料右側になります。

今年度末でこの計画が切れますので、29年度からの新たな計画としまして、ここに書いていますように、「28年熊本地震」からの復旧・復興を進めるとともに、くまもとの森林・林業を持続的に発展させていくために、

「森林資源の循環利用による林業の成長産業化と多様で豊かな森林づくりの推進」を目指す。」ということで、「熊本地震からの復旧・復興」「稼げる林業」の更なる加速化」「森林の有する多面的機能の発揮」ということで、こういった課題を踏まえて、この下に書いています施策の方向性、8本ありますが、特に担い手の育成とか、それから県産木材の利用最大化、CLTなどの活用、そういったものを大きな方向性として、年度末に向けて計画を今から策定していくということで、3月の委員会でまた最終的な公表、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

今回につきましては、その作業の報告ということで御理解いただければと思います。

次の2ページが、A4横の資料に書いておりますが、今申し上げたスケジュールを書いておりまして、森林・林業・木材産業基本計画につきましては、3月末に向けて作業をさせていただきますと。

それから、昨年度から食糧・農業・農村基本計画と水産業の基本構想が策定中でありまして、地震のほうでちょっと中断しておりましたので、これにつきましては12月、次の委員会に御報告させていただくスケジュールで今策定作業を進めておりますので、また中身についてはそのときに説明させていただきます。

一応御報告は以上でございます。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

次に、その他に入りますが、委員から何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付しております。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長